

哲学研究

第五百三号

第四十三卷
第九冊

行為と罪

一

山田 晶

罪を犯すとは何かをなす *aliquid agere* ことであるという異論に対してトマスは、それは何かをなすことではなくて、むしろ完全な行為からデフィチエレすることである *peccare est deficere a perfecta actione*. と答えている『神学大全』第一部二五問三項異論解答二。デフィチエレ *deficere* とは、何かを「する」*facere* ことを「欠く」*de* ことである。すなわちそれは、何かをするだけの力を欠くためにそれができないこと、その行為に達しないこと、その意味で、やりそこない、あやまつことである。一般にトマスにおいては、悪は何か積極的に実在する有ではなくて、むしろ有の欠如とされるのであるが、ここでも罪という悪は、何らかの積極的な行為ではなくて、むしろ行為の欠如とされている。端的にいうならば、罪を犯すとは何かを「する」ことではなくて、むしろ「しない」ことであると考えられているのである。しかしこの罪の定義は、はたしてわれわれを納得せしめるであらうか。

たしかに「しない」ことにもとづく罪が存在する。われわれはなすべき義務を「なさない」とき、罪を犯している

のである。それは一般に「怠りの罪」といわれる。此世に生存するかぎりわれわれは、家族に対し、社会に対し、さまざまな「なすべき」義務を負うている。父は子を扶養すべき義務を負い、教師は教えるべき義務を負い、学生は学ぶべき義務を負うている。負債者は返済すべき義務を負い、市民は納税の義務を負うている。われわれの日々の生活は、ほとんどこれらの義務の遂行のために行なわれている。のみならずわれわれは、自分自身に対し、大きな義務を負うている。われわれは今あるよりも、もっと善良な、もっと有徳な、もっと有能な人間にならなければならない。一言にしていうならば、もっと完全な人間にならなければならない。日々の向上ということが、各自に課せられた義務である。この義務を遂行するために、更に具体的に、これをしなければならぬ、これを読まなければならない、これを考えなければならない、等々の義務が生じてくる。これら無数の義務にとりかこまれながら、私は忙しく、暇がなく、力がなく、ときどきよろめき、たおれるのである。

更に、愛の義務というものがある。われわれの周囲には、無数の苦しんでいる人々がある。新聞やラジオは、世界のうちに毎日に生起している様々な種類の悲惨な出来事について報道してくる。世界はわれわれに知られ、あるいは知られない、無数の苦悩と悲惨とに充滿している。これら世界の苦悩と悲惨とに対して、われわれは無関心であってはならない。苦しんでいる人々に対し、なしうるかぎりの援助の手をさしのべることは、愛の義務である。だが「なしうるかぎり」とは、どれだけのことをいうのであろうか。愛の義務に「なしうるかぎり」という限度がありうるであろうか。愛の義務は無限ではなからうか。そのように考えるときわれわれは、この義務の無限の重さによっておしつぶされてゆくように感ずる。

このように現実の人間は、十重二十重の義務にかこまれ、それを負わされている。これらの義務を完全に遂行することは、現実の人間にとって不可能といってよい。この意味において人間は、たしかにデフィチエリしている。この意味でわれわれは、毎日に無数の罪を犯している。それはなすべきことを「なさない」罪であり、怠りの罪である。

家族や社会に対する義務を怠る人、日々の向上のための努力を怠って安易な生活のうちに安住している人、愛の義務に対し無関心冷淡である人、これらの人々は程度の差こそあれ、みな罪人である。その罪はなすべきことを「しない」罪であり、デフィチエレの罪である。この意味で罪が何らかの行為ではなくて行為のデフィチエレであるというトマスの定義は正当である。

二

ここからしてまたわれわれは、「罪」と「罪の意識」との区別を理解することができる。罪人であるということと、罪の意識を有するということは別のことである。罪とはなすべき義務を果たさないことであるとすれば、義務を怠る人間はすべて罪人の筈である。しかしもし彼が、なすべき義務を意識していないならば、罪の意識も生じない。それにもかかわらず義務はあくまでもその人の義務として、その人に即して存在するとするならば、それを意識することなく義務を怠っている人間は、罪の意識なしにしかも罪人として存在しているのである。

しかしながら、なすべき義務とは何であろうか。われわれは何をなすべきであり、またそれをどの程度になすべきであろうか。このことを明確に認識しうる人間は存在しない。たしかにわれわれは、或る限定された社会の中で、その社会において果たすべき義務を、その社会において占める自分の地位からして、明確に認識することができる。会社の小使はこれだけのことをなすべきであり、事務員はこれだけのことをなすべきであるということは、会社の規則によって定められており、なすべき義務をはたしおえたならば、安心して煙草をふかしていることもできよう。しかし、われわれの各自が負わされている具体的全体的義務は、決してそれにつきるものではない。それはもっと深くもっと重いのである。この義務の深さと重さに気づくならば、われわれはもはや安心してることができなくなる。義務の意識はたえずわれわれに迫り、われわれを駆り立てる。それとともに、われわれは自分のうちに無力を感じる。な

すべきことをなしていないという罪の意識を感じる。義務の自覚の強い人ほど罪の意識も強い。そして義務の意味を深く考えてみるならば、各自が負っている義務の重さは殆んど無限にひとしく、したがってまたわれわれの感ずる罪の意識も底知れないものとなる筈である。

ここからしてまたわれわれは、古今の聖者たちが、自分を「罪人の頭」とか「極重悪人」とかいった意味をも理解することができるであろう。彼等は人殺しても強盗でもなく、それどころか、人並外れて立派な人々であった。彼等は世の普通の意味での悪人ではなかった。ではなぜ彼等は自分自身のことを「罪人の頭」などといったのであろうか。世の眞実の悪人どもに罪を自覚させ彼等を回心にみちびくために、方便として自分を「罪人」だといいたのであろうか。もしそうだとすれば、彼等の告白は虚偽となり、彼等は自分自身の意識しない深い次元において、まさしく眞実の「罪人」となったことであろう。しかし彼等は決してそのような方便のうそをついたのではない。彼等は眞実に自分を「罪人の頭」とおもい、「極重悪人」と告白したのである。では彼等はいかなる意味で悪人であり罪人であったのだろうか。

それは彼等が感じていた義務の意識からして説明されうるであろう。彼等が自分のなすべきこととして自ら引き受け、あるいは何者かによって負わされたこと、それは彼等にとって余りにも大きな重荷であった。彼等はこの重荷のもとに、自分が無力であり、デフィチエレしており、罪人であることを意識せざるをえなかった。律法がもたらしたものは罪の意識であり、その罪から人間を救うべきものはキリストの愛であるとパウロはいう。しかし愛は律法の完成として、律法よりももっと重い義務を、すなわち完全なる愛の義務を、人間に課すはずであった。この愛の義務の重圧のもとにおいては、もはや一人として耐えうる者はなく、自己を義人であると揚言できる者はなくなった。すべての人間が自己の無力を、デフィチエレを告白すべきであった。却ってこのきびしい愛の掟の前に、自己の無力を明確に自覚することこそは、キリストによる救済の前提となった。これに反し、安易な義務の遂行に自己満足し、自己を義人であると思ひあやまること、これこそは罪のうちの最大のものとなった。——このような意味において、罪を犯す

とは完全な行為からのデフィチエレであるというトマスの定義は、まことに正当であるといわなければならない。

三

しかしながらわれわれはここで立ちどまり、われわれがそのうちに現実に生きている日常生活の次元にもどって、もう一度考え直してみよう。たしかに罪は、その道徳的ないし宗教的に深められた意味において、行為の欠如であるといわれうるであろう。しかしわれわれの日常生活において、罪はかならずしも、そのようなものとして考えられていない。たしかに義務の怠りは罪として非難される。しかしそれはわれわれの日常生活において一般に、さほど大きな罪と考えられていない。教師が大した理由もなく休講することや、学生が講義をさぼることは、蔽密に考えるならば義務に対する怠りの罪であるが、そのために裁判されたり処刑されたりすることはない。一般に「しない」ということは、大きな罪とは考えられていない。これに反し、何か悪いことを「した」ときに、それは罪として衆人の注意をひくのである。それも小さなことではなくて、何か「でか」いことを「し」たとき、つまり何かを「しでかした」とき、それは明白な罪として万人に注目され、裁判され、処刑されることもなるのである。日々の新聞は、そのように「しでかされた」ことがらについての、「でかでか」と書きたてられた記事によって充滿している。たとえば運転手が居眠り運転して家の中につきこみ、睡眠中の家族をふみ殺したというようなことが、「でかでか」と書きたてられている。これはたしかに「でかい」ことであり、その罪は「でかい」罪である。しかし運転手が守るべき義務を怠るといふようなことは、おそらく毎日、無数におこなわれていることであろうが、それについて「でかでか」と書き立てられることはない。なぜならそれは「でかい」ことではないからである。

何か「でかい」ことが「しでかされた」場合に罪となること、しでかされたことがでかければでかいほどそれだけ「でかい」罪と考えられていること、これは、そのこと自体の当否は別問題として、とにかく一つの蔽然たる事実で

ある。すなわち罪は一般に、その結果の大小によって判定されているのであり、結果の大なるほど大罪とされるのである。ところで結果は、何かを「する」ことによって生ずるものであって、「しない」ことからは何の結果も生じない。それゆえ一般に、罪を犯すとは何かを「する」ことであると考えられている。すなわちそれは何か「悪いことをする」ことであると考えられている。われわれはこのように考えられていることの当否を問題とする前に、とにかく一般にそのように考えられているということを、一つの実事としてみとめざるをえない。その実事をみとめる以上、われわれはその事実の上に立って、もう一度考え直してみなければならぬ。そのときおそらくさきの罪の定義について、次の疑問が生じてくるであろう。——たしかに罪のうちには「しない」罪がある。それは怠りの罪である。かかる罪に関しては、罪とは完全な行為からのデフィチエであるという定義は妥当する。しかしそれは果たして、すべての罪について妥当するであろうか。「しない」罪のほか「する」罪もあるのではなからうか。むしろ「しない」罪よりも「する」罪の方が重大な罪ではなからうか。このような罪に対しては、上記の定義はもはや妥当しないのではなからうか。それでもなお妥当すると主張されるならば、悪いことを「する」ことは、いかなる意味でデフィチエであるかということが説明されなければならない。

「しない」ことではなく「する」ことが罪であるということは、殺人の罪について考えてみると、きわめて明白であるようにおもわれる。殺人は最大の罪の一つであって、しばしば極刑をもって処罰されるのである。ところで人を殺した者が何も「しなかった」ときいて誰がなっとくするであろうか。何もすることなしに、どうして人を殺すことができたであろうか。殺人はあきらかに一つのアクチオである。のみならずそれは、きわめて大きなアクチオである。アクチオの大小がそれを蒙るがわのパッシオの大小に比例するものであるとするならば、殺された人はそれによって自己の人間存在全体を失うのであり、しかもこの世界に人間存在以上に尊いものは何もないのだから、殺人というアクチオは、この世界における最も尊いものの喪失というパッシオを生ぜしめるごときアクチオであり、それは人

間のなしうる最大のアクチオの一つであるともいわれうるであろう。事実、殺人が極刑をもって処罰されるのは、それがまことに大きな行為であるからにほかならない。このように殺人者は何か大きなことを「した」のであり、したがってそれは「しない」罪ではなくて「する」罪である。このように考えるならば「する」罪なるものはたしかに存在し、かかる罪については、「罪は行為からのデフィチエである」というさきの定義は妥当しないようにおもわれる。このような異論に対し、上記の罪の定義は、どのように辯護されうるであろうか。

四

われわれはここで「行為」*actio* ということの意味を、考え直してみる必要に迫られる。アクチオとは、アジエレすることである。*agere* は一般に、「する」こと「はたらく」ことを意味する。「する」こと「はたらく」ことにおいては、かならず「する者」「はたらく者」が存在する。する者はたらく者は、することはたらくことによって、何かをするのであって、その結果として何らかの「しごと」がなされる。ところでする者はたらく者は、かならずしも人間にかぎらない。生物も無生物もそれぞれの仕方ではたらくていたのであって、そのかぎりにおいて、それぞれのものは「する者」「はたらく者」である。それゆえこれらすべてのはたらく者について、アクチオということがいわれる。そしてこれらのものはすべてはたらくかぎり、そのはたらくの結果をこの自然界に生ぜしめている。自然界そのものが、自然においてははたらくてはたらくかぎり、そのはたらくの結果であると同時にまた、そのはたらくきそのものである。自然はそれ自らのうちに「するもの」と「されるもの」とを含み、「されたもの」自体がまた何かを「する」かぎりにおいて、「するもの」となる。このようにして自然全体は、するものとされるものとの無限に多様なはたらくの相互関係をなしている。

これら無数の「するもの」「はたらくもの」のなかに、或る特別の「するもの」が存在する。それは人間である。

人間もまた自然界における一箇の存在者として、自然のなかではたらき、そのはたらきによって自然の世界のうちに何らかの結果を生ぜしめている。たとえば人間は人を「殺す」というはたらきによって、自然の中に或る結果を生ぜしめる。それは自然の次元において冷静に考察するならば、一箇の「人間」とよばれる生き物の生命を消して、「死体」という物体を生産するはたらきである。これが殺人というはたらきによって自然の世界におこった結果なのであって、殺人というアクチオは、これを自然の次元において考えてみるかぎり、まさにこのようなものであり、これ以外の何ものでもない。

しかしながらそのような次元において殺人をみることは、人間を自然の次元においてみることであって、人間を人間の次元において、すなわち人間を人間としてみることでない。したがってそれは、人間のアクチオを自然の次元において一つの自然的な「作用」としてみることであって、人間の次元において人間の「行為」としてみることではない。同じく自然の世界においてなされ、自然の世界に何らかの結果を生み出すはたらきでありながら、人間のはたらきのうちには、自然的作用に還元されえない或るものが存在する。そして人間のはたらきが、自然における自然的なはたらきとして自然の次元においてみられるのではなくて、人間のはたらきとして人間固有の次元、すなわちモラルの次元においてみられるとき、人間のアクチオは単なる「作用」ではなくて「行為」という名をもってよばれる。そして罪が完全なアクチオからのデフィチエレであるといわれるとき、この場合のアクチオは「作用」としてのそれではなくて、「行為」としてのそのの意味に理解されなければならない。

このことは、殺人というアクチオについて考えてみるときにあきらかとなる。殺人とは、これを自然の次元において考えるならば、前述のごとく、人間の命を消すことであり、死体を生産することである。これが自然的次元においてみられた「殺人」というアクチオにはかならない。このアクチオはしかし、このような次元においてみられるかぎり、決して罪ではない。それは罪となることもあるが、ならぬこともある。これが罪となるかならぬかの根拠は、自

然的次元をこえたところにあるのであって、自然的作用としての殺人のうちには存在しない。事実、人間が人を殺すということは、これを一箇の自然的出来事としてみるかぎり、様々な原因によっておこりうる。相手に対するはげしい憎悪にもえてなぐり殺すこともあり、財産をねらって謀殺することもあり、過って轢き殺すこともあり、戦場で敵を斬り殺すこともあり、刑場で犯人として処刑することもある。これらすべての場合において、結果としての自然的世界に生起するできごととは全く同じである。それは人間が人間に対して何らかの仕方ではたらきかけることによって、人間を死体に「する」ことである。しかしこれらの場合において、殺人というはたらきはかならずしも罪を構成するとはかぎらない。罪は相手を悪しき意図にもとづいて殺すときに成立する。殺人という自然的作用に「罪」の性格を付与するものは、それをなした者の悪しき意図である。一般に、人間のはたらきを人間の「はたらき」として、他の自然物のはたらきから区別せしめ、これを人間に固有の道德的行為たらしめるものは、そのはたらきをした場合においてその人間のいだいていた意図である。もちろん人間の行為もそれがアクチオであるかぎり、自然の世界におこった出来事として何らかの存在を自然の世界のうちにもち、自然の世界におけるはたらきとしてみられうる。しかし自然界において存在するはたらきとしてのアクチオは、人間の具体的人間の行為の全体ではなくて、その質料的側面をなすものであり、これに人間的行為としての形相的性格をあたえるものは、それをなす人間の、それをなした際の意図にほかならないのである。そして罪とは、その固有の意味においては、この人間的行為の次元において成立するものであるから、われわれは、罪はアクチオではなくて完全なアクチオからのデフィチエレであるという罪の定義を、この人間的行為の次元において、もう一度考え直してみなければならぬ。

五

同じアクチオがことなる次元のもとにおいて、全くことなる様相のもとにとらえられる。殺人というアクチオは、

自然の次元においてたしかにアクチオであり、のみならずそれは大きなアクチオである。しかし人間的行為の次元においてこれをみるならば、それはすくなくともトマスの定義に従うかぎり、アクチオではなくてむしろアクチオからのデフィチエレであり、したがってそれは行為ではなくてむしろ行為の欠如とされるのである。そのような次元において、殺人という罪について考えてみよう。そのときまず浮かび上がってくるのは、では殺人はいかなる行為からのデフィチエレであるか、という問題である。罪はすべて「完全な行為」からのデフィチエレであるという。では殺人という罪がそれからデフィチエレしたといわれるその「完全な行為」とは何であったか。殺人の罪を犯した者は、いかなる完全な行為をしそなかったのであるか。別の観点から同じ問いを発するとするならば、人殺しの罪を犯した人間は、この罪を犯すかわりにいかなる行為をなすべきであったのか。完全な行為とは「なすべき行為」であり、罪を犯すことはこの完全な行為をやりそこなうところに成り立つものであるとするならば、殺人の罪を犯した人間は、殺人のかわりに何かそれとは別のことをなすべきであったのであり、そのなすべきことをせずに、そのなすべきことからデフィチエレしたがゆえに殺人の罪を犯したのである。それゆえ人間的行為の次元からみるならば、殺人をした者は何らかの行為をしたのではなくて、かえってなすべき完全な行為をデフィチエレし、その結果が殺人ということになったわけである。とすれば彼は本来このことをなすべきではなかったのであって、殺人のかわりに何かなすべき完全な行為があった筈である。それはいかなる行為であったか。

殺人の罪を犯した人間が、殺人のかわりになすべきであった完全な行為とは、さしあたり、殺人を「しない」、つまり相手を「殺さない」ことであつたといわれうるであろう。事実、殺人をした人間は、それをしさえしなければ、罪を犯さなかつたのである。つまり殺人の罪を犯した人間がなすべきであつた完全なアクチオとは、殺人を「しない」ということだったのである。この場合はそれゆえ、「しない」ことの方が却って完全な行為となり、「する」ことの方が却って行為からの欠陥となる。「する」と「しない」との関係は、自然的次元と人間的次元において逆転

する。殺人者は殺人を「する」ことによって完全な行為からデフィチエレした。もし「しなかった」ならば完全な行為を「した」筈である。

しかしこの場合の「しない」は、さきの怠りの罪の場合の「しない」とは意味がちがう。怠りの罪の場合には「すべきこと」を「しない」のであり、その理由は「する」力の欠如である。これに反し、「する」罪の場合の「しない」は「すべからざること」をしないのであり、これはかならずしも「する」ための力の欠如ではない。却って「する」ための力はあり余っており、したくてたまらないのにその気持をおさえて「しない」場合がある。それは「する」とに対して無力でありそれに及ばないがゆえの「しない」ではなく、却って「する」ことに対して有力であり、それをおさえつけて「しない」のである。このような「しない」は、たとえそれが自然的作用の次元においては何らの見える結果も生ぜず、したがって自然の次元においては何らのアクチオではなくとも、人間的行為の次元においては大きな「しごと」として、高く評価される場合がある。

六

では自然の次元において「しない」ことが、人間的行為の次元において却って「する」ことであるとされるのはいかにしてであるか。この場合の「する」とはいかなることであり、この場合人間は何を「して」いるのであるか。――この問題に対しては次のように考えられる。一般に、自然的世界のうちに何らかの積極的な結果を生ぜしめる意味で何かを「する」罪の場合にあっては、その罪をなさしめる力がその人のうちにある。殺人をする人間をこの行為に動かす原因は、相手に対するはげしい憎しみか、或いは相手の所有物に対するはげしい慾望か、その他いろいろあるであろうが、とにかくそれが殺人という行為として自然的世界の次元に現実化されるためには、その人間のうちにはこのような行為となって現実化されざるをえなかったはげしい情念が存した筈である。その情念をおさえてその

行為を「しない」ということはそれゆえ、さきの怠りのゆえの「しない」とはちがって、単なる消極的意味での「しない」ではなく、「したい」のおさえて「しない」のであり、したがって自然的次元においてこれをみれば同じ「しない」ことであっても、そこにはたらいっている力においては、実に大きなへだたりがあるといわなければならない。前者にあつては「する」だけの力がなくて「しない」のに対し、後者にあつては「する」ことをおさえるだけの力があるから「しない」のである。前者の「しない」は無力にもとづき、後者の「しない」は有力にもとづく。人間的行為の次元においては、単に殺人の場合にかぎらず、「しない」ことが却つて「する」ことであり、「する」ことが却つて「しない」ことであるということがしばしばおこる。語るよりも沈黙することが、行動するよりも不動であることが、道徳的にみてより完全な行為であることがある。いやわれわれは何としばしば、語ることも行動することにおいて人をきずつけ、自分をきずつけ、多くの罪を犯していることであらう。

何らかの悪しきことをなそうとするとときに、そのしたい心をおさえてなさしめない力は忍耐といわれる。忍耐によつて人は「する」ことをおさえて「しない」のであり、したがつて忍耐は自然の次元においてこれをみるならば、何か消極的な能力であるかのようにおもわれる。それにもかかわらず忍耐は、人間的行為の次元においては、すべての道徳的行為の根元として高く評価される。道徳的に完全となるために人はまず忍耐強くあらねばならない。しかしながら「したい」気持ちをおさえて忍耐によつて「しない」でおくという場合において、その人間は全然何もしていないわけではない。彼は自然の世界の中に手足をはたらかせて何らかの結果を生ぜしめるという意味では何もしていないとしても、そのような仕方では何かをしようとはやる自分をさせないようにおさえつけているのであるから、そのさい彼の意志はそれを「する」場合よりも、もっと強くはげしくはたらいっているのである。また彼はしようとはやる自己を冷静にみつめて、「してはならない」と判断しているから、そのさい彼の理性はきわめて活発にかつ健全にはたらいっているのである。それゆえ忍耐すべきとき忍耐する者は、たとえ外見上は何のはたらきもしていないようにみ

えても、その精神において、すなわち理性と意志とにおいて、はげしくはたらいっているのだといわなければならない。以上においてわれわれは、「罪を犯すとは完全な行為からデフィチエレすることである」という定義を、人間が何か完全な行為を怠ることによって罪を犯す場合ではなく、却って何らかの行為を自然界において積極的に「する」ことによって罪を犯す場合において検討してみたのである。この場合、完全な行為とは、自然の次元において何かを「する」ことではなく、却って「しない」ことにあることがあきらかにされた。人間はこの場合、「する」ことによって却って「しない」のであり、「しない」ことによって却って「する」のである。このような逆説が成り立つためにはもちろん、そこにおいて「する」「しない」がいわゆる行為の場が区別されなければならない。そのために行為そのものが区別されなければならない。一つは、自然の世界のうちに何らかの結果をひきおこす作用としての行為であり、一つは人間の意図によってひきおこされる行為である。固有の意味で「行為」といわれるのは後者であって、前者はむしろ広い意味での自然的作用の一部と考えられる。そこで罪が行為からのデフィチエレであるといわれる場合、行為は人間的行為の意味にとられているのであり、この意味で「する」とは、人間的行為の場において「する」ことである。ところがかかる行為は理性と意志とのはたらきによる。それゆえ「なす」罪の場合において考えられる「完全な行為」とは、罪となるようなことを理性と意志ともとづいて「なさない」ことであり、この場合彼は「なさない」ことによって却って「なしている」といわれるが、この場合の「なさない」とは自然の次元におけることであり、「なす」とは人間的行為の次元におけることである。——かくて、われわれがこの章の始めに提起した問い、人殺しをした人間はいかなる完全な行為からデフィチエレしたのであるか、人殺しをした人間は、人殺しをするかわりにいかなる行為をなすべきであったのか、という問いに対して、次のように答えることができるであろう。——人殺しをした人間は、「人を殺さない」という行為からデフィチエレしたのである。この場合、「人を殺さない」ことが彼にとって完全な行為であった。それゆえ彼は人を殺すかわりに、人を殺さないでおくべきであった。そのとき彼

は、罪からまぬがれたのである。

七

われわれは以上によって、人間の行為の次元においては、自然の次元においては何も「していない」ことが、却って完全な行為であることがあることを知った。殺人は自然の次元においては大きなアクチオであり、殺人する者は自然の次元において大きなことを「している」のであるが、このアクチオを人間の行為の次元からみるならば、却って完全な行為からのデフィチエレであり、その意味で行為を欠如しているのである。その場合、では「完全な行為」とは何かと問われるならば、それは殺人を「しない」ことであると答えられる。「しない」ことによって彼は罪をまぬがれたのであり、道徳的に非難の余地なき者たりえたのである。——これを一般化するならば、次のようにいうことができる。「する」ことによって犯される罪は、「しない」ことによって免れえた。「する」ことによって罪を犯した者は、「しない」ことをデフィチエレすることによって罪におちた。それゆえ彼にとって「しない」ことこそは完全な行為であった。彼は「しない」でおくべきことを「した」がゆえに罪を犯したのである。

しかしここでまたあらたな疑問が生じてくる。——もしも人間が「する」ことによって罪を犯すとするならば、「しない」人間ほど道徳的であるということになりはしないであろうか。怒りの罪は人間の無力によって生ずるが、「する」ことによって犯される罪は情慾の過剰によって生ずるものである。それゆえ「する」ことによって犯す罪をさけるために、人間はむしろ情慾の根源を断ち切る方がよいのではなからうか。殺人の罪を犯さないために愛憎の念や有慾を断ち切り、姦通の罪を犯さないためにむしろ不能者となった方がよいのではなからうか。たしかに愛憎の念や物慾が全然ないならば殺人の罪を犯すことはなく、不能者には姦通の情慾が湧く筈もない。したがって彼等は殺人や姦通の罪を犯さないであろう。——だがもしこの考えをおしすすめてゆくならば、人間らしくない人間ほど道徳的で

あるということになるのであろう。人間である以上、愛憎の念や所有慾や異性に対する情念を有するのは当然のことである。いや、そのような情念において強ければ強いほど、人間的であるといわれるのである。なぜならこれらの情念や慾望は、その善悪の価値判断を受ける以前に、すでに人間の生そのものに根ざすものであり、したがって人間の生をより多く有する者、より多く人間として生きている者、つまり、より多く人間的なる人間ほど、これらの情念も強い筈である。それゆえ人間はより多く人間的であるほど、「する」ことによって犯す罪の機会も多くなる。その罪によって人間が罪人となることはたしかであるにしても、もし人間の完全な行為が単にそれを「なさない」ということとのみあるとするならば、上に述べられたように、人間らしさの少ない人間、人を憎むこともないかわりに愛することもない、不能で冷やかかな人間の方が却って道德的にみて完全であるという結論になるであらう。事実、或る人は、そのような意味で罪を犯さない人間を道德的であると考えている。そしてその意味で「道学者」とは、道德的に立派であるが人間味の少ない人間の代名詞となっている。しかし道德的であるとは本来、それだけのことをしか意味しないのであろうか。

われわれはここで、「完全な行為」ということの意味をもう一度考えなおしてみる必要に迫られる。——「なす」ことによって犯される罪は「なすべからざる」ことをなしたことに於いて成立したのであり、そのことはなさないでおくべきだったのである。「なす」ことによって罪を犯した者は「なさない」ことからデフィチエリしたのであり、「なさない」ことこそは彼にとって完全な行為だったのである。われわれは「なす」罪における「完全な行為」の意味をそのように解釈してきた。しかしこの解釈にしたがうならば、殺すべからず、姦通すべからず、盗むべからず等等、一般に「なすべからず」とされることを「なさない」人間こそは最も道德的であるということになる。したがって、殺すほどの、姦通するほどの、盗むほどの、意慾も情熱もない人間が、最も道德的であることになる。もちろん殺す人間、姦通する人間、盗む人間は不道德であり、罪人であることにまちがいはない。しかしそれだからといって、

盗まない、姦通しない、殺さない人間が、まさにそれらの悪を「なさない」というだけの理由によって道徳的であるといえるであろうか。もしもそのようなものが道徳であるとしたならば、道徳ほどつまらないものはないであろう。ところでこのようなつまらない結論が生じてきたのは、完全なる行為が、悪を「なさない」ことであるとして、消極的に規定されたことによるのである。それゆえ、かかるつまらない結論におちいらないために、この解釈を修正し、「完全な行為」ということを、もっと積極的な意味に解釈し直さなければならぬ。しかしそれは果たして可能であろうか。

ふたたび殺人の例にもどろう。殺人が罪であるのは、それが「完全な行為」からデフィチエレしているからである。ではその人は、殺人のかわりに何をしたらよかつたのであろうか。人を殺すことによって彼はいかなる完全な行為からデフィチエレしたのであろうか。その場合、「完全な行為」ということは二通りに考えられる。第一に、もしもその殺人者がそのとき追いつめられた状況にあって、相手を殺すか殺さないかの二者択一しか残されていなかったとしたならば、彼はすべての憤怒、憎悪、情慾等々の悪念をおさえつけて「殺さない」方をえらぶべきだったのであり、これこそは完全な行為だったのであろう。彼はこの状況において、「殺す」方をえらぶことによって、この完全さからデフィチエレしたのである。一般に何らかのことを「するか、しないか」の二者択一のみが残されており、それを「する」ならば罪となる場合にあつては、「しない」ことの方が完全な行為であることにまちがいはない。なぜならこれ以外に彼のとるべき態度はなかったのであるから。このかぎりにおいて「しない」ことが「完全な行為」であり、したがって「する」ことによって犯される罪は、「しない」ことのデフィチエレなるがゆえに罪であるというさきの解釈は妥当する。

八

しかし人間的行為の可能性は、かならずしも常に「するかしないか」の二者択一にのみかぎられているわけではな

いようにおもわれる。何かを「すること」によって罪が犯される場合、たしかに彼はそれを「しない」ことによってその罪をまぬがれることだけはできたであろう。しかしそれだからといって、「しない」ということが、道徳的行為として完全であるとは、かならずしも結論されない。前述のごとくそのように結論される場合もあるが、いつもそうであるとはいえない。多くの場合、「する」に対して「しない」があるばかりではなく、そのような仕方でも「する」よりほかに、いくつかの別の「する」仕方がありうる。すなわち罪となることを「する」に対立するものとして、単に消極的に「しない」ことがあるのみではなく、更に積極的に、別のことを「する」ことによって、罪の行為をまぬがれることもありうる。そしてこの別様にするいくつかの可能的仕方の中に、より多く完全なものより少なく完全なものがあり、したがってまたそれらのうちに最も完全なものがありうる。

たとえば決闘の相手を前にしたゾシマを考えてみよう（ドストエフスキ『カラマゾフの兄弟』）。相手は彼を撃ちそこなった。今度は彼が相手を撃つ番である。彼はいま完全に相手の生殺与奪の件をにぎっている。彼は相手を撃ち殺すこともできるし、殺さないこともできる。しかし彼がその際えらんだ行為はそのどちらでもなかった。彼はピストルを投げすてて相手をいただき、その許しを乞い、ついで一切をすてて修道僧の生活に入ったのである。彼は相手を許したところか、却って相手の許しを乞うたのである。彼は単に相手を殺すか殺さないかの二者択一の中で「殺さない」という消極的行為をえらんだのではない。彼はもっと内容の充実した積極的な行為をえらんだのである。おそらく彼のえらんだ行為は、そのさいとりえたすべての可能性の中で、もっとも完全なものであったであろう。

では誰がこの完全な行為を彼に規定したのであるうか。それは何人によって規定されたでもない。おそらく彼自身によってすら、その瞬間にいたるまで、そのような行為は思いもよらなかったかも知れない。その瞬間にその行為の選択が彼にひらめいたのであるう。それこそはおそらく、神の恩寵の光のもとにおいてであったろう。しかしその行為をえらんだのは彼自身であって、彼はそれを自由にえらんだのである。そしてこのさい自由と恩寵とは決して矛

盾するものではなかった。否、この瞬間において、彼を完全に自由ならしめ、彼をしてその「完全な行為」を自由にやらしめたものは、神の恩寵であった。恩寵はそのさいの彼が、そこにおいて完全な行為を自由にみ出し、自由に決断しえたところの、自由なる人間行為の自由の場であった。

このゾシマの例は、「完全な行為」の意味についての、あたらしい解釈をわれわれに開示するようにおもわれる。「する」ことが罪となる場合、ただ消極的意味で「しない」だけが罪をまぬがれる唯一の方法ではない。罪となることを「しない」人間は、たしかにそのかぎりにおいて、その罪をまぬがれている。しかしただそれだけでは、罪を犯さないというだけのことであって、何らの善をもなしているわけではない。悪を「なす」ことはたしかに悪いことである。しかしそれが「悪」であるのはそれが「悪い」行為であるからであってそれが「行為」であるからではない。端的に「行為」と「行為しない」とを比較するならば、前者の方がすぐれているといわなければならない。なぜならば「なす」ことから何かが出てくるが、「なさない」ことから何物も出てこないからである。それゆえ悪を「する」ことをさけるため何も「しない」という道をとるのではなくて、悪を「する」かわりに善を「する」という道をもしとることができたならば、そのときわれわれは、罪をさけるために、単に消極的に悪を「しない」のではなくて、その悪を「する」力を転じて善を「する」こととなるであろう。問題は悪を「する」力を転じて善を「なす」ために、何がそのさいなさるべき「完全な行為」であるかを知ることである。

これに対してわれわれは、明確な答えをあたえることができない。なぜならば行為は、その都度の状況におうじて、その都度もっとも個別的な仕方でおこなわれるものであり、したがって何がそのさいにおける完全な行為であるかということ、その都度きめられてゆくべきであって、これを一般的普遍的に規定することはできないからである。むしろその都度の行為の場において、その都度における「完全な行為」をみいだしてゆくことこそは、行為する人間に課せられた課題であると答えるべきであろう。そのような完全な行為が、外からあらかじめ何者かによって規定され

ているのではなくて、彼自身がそれを探究し発見してゆかねばならぬところに、人間の行為における「自由」の意味も存するであろう。勿論、その場合、何が完全な行為であるかをあきらかに見出しえない場合もあろう。しかしその場合には、何が完全な行為であるかを問い求めてゆくことこそは、その場合における彼にとつての「完全な行為」となるであろう。

九

このような見地から、罪を犯すことは完全な行為からデフィチエレすることであるという定義は、いっそう深く理解されるようにおもわれる。たしかに罪を犯す人は、「しない」ことよつてか「する」ことよつてか、とにかく完全な行為からデフィチエレしているのである。それゆえ罪を犯さないためには、彼は完全な行為を実行しなければならぬ。「完全な行為」はしかし、単に罪を犯さないというだけの消極的なものではなくて、何か積極的なものを意味している。「なす」ことよつて罪を犯した人は、単にそれを「しない」というだけではなく、罪を「なす」だけの力でもつて、何か積極的な善を「なす」べきだったのである。その善きことは何か知られない場合もあろうが、その場合はその善きこととは何かを探究してゆくことが、すくなくともその場合の彼にとつて最善の行為であつたのである。その場合、かかる探究の対象としての「完全な行為」は、外から規定されるものではなくて、内から発見されるべき自由の課題となるであろう。もとよりこのことは、完全な行為の探究にあたって、すべての他人の忠告や思想から耳をとぎし、ひたすら自己自身の内部に沈潜するというような主観的態度を意味するものではない。何が善であり、何が完全な行為であるかを探究するために、われわれは広く深く他人の教えを学ばなければならぬ。それにしても、その都度における「完全な行為」を発見することは、結局において彼自身の自由に属するであろう。

それゆえわれわれは罪を犯そうとする人にむかつて（それが他人であるにせよ自分自身であるにせよ）、ただ単に

「罪を犯してはならない、罪の行為をしてはならない」というべきではない。むしろ、「君は罪を犯すだけの実行力と情熱とをもっている。その力と情熱とを用いてもっと完全なこと、もっと善いことをしてはどうか」というべきであろう。もし彼が、「では私はいま何をしたらよいのか、完全な行為とは何か」と反問したならば、「それは君が、君自身の力でもって自由に探究し発見してゆくべきものだ。人を殺すだけの情熱をかたむけてその探究のために努力したらどうか」と答えなければならぬ。完全な行為はすでに与えられたものではなくて、その都度探究し発見してゆくべきものである。

罪が完全なる行為からのデフィチエレであるということはしかし、理論や定義であるよりもさきに、それは一つの根源的体験である。罪を犯したあとで誰が充実した喜びを感じる者があるであろうか。罪の行為のあとにくるものはかり知れないむなしさ、虚無の感である。まさしくそれはデフィチエレの感である。われわれは完全な行為を明確に知って、それからデフィチエレするのではなくて（もちろんそういう場合もあるであろうが）、多くの場合、罪を犯した後にくる虚無の感の中で、何か完全な行為があった筈だ、自分はそれからデフィチエレしたのだということを感じるのである。このような虚無の感は、われわれを絶望と破滅とへもたらしべきものではなくて、却ってわれわれにとつて、救いへの機縁となるべきものでなければならぬ。すなわち罪のあとにくるデフィチエレの感は、われわれを失望落胆せしめるものではなくて、却ってそれによって起き上がり、完全な行為探究の熱意をもえ上げらせる機縁となるべきものでなければならぬ。罪は人間を完全な行為の探究へと動かす動機となるかぎりにおいてのみ *felix culpa* である。「罪は完全なる行為からのデフィチエレである」という定義は、以上のように考えるときはじめて、その深い意味をあらわしてくるようにおもわれる。

(一)

THE OUTLINES OF THE MAIN
ARTICLES IN THIS ISSUE

The outline of such an article as appears in more than one number of this magazine is to be given together with the last instalment of the article.

Sin in Human Act

—Remarks on Thomas Aquinas' Definition of Sin—

by Akira Yamada

The purpose of this essay is to bring out the intention of Thomas Aquinas when he uses the concept of sin in a wide sense which means not only to do something wrong but also to fail to act in accord with the perfect paradigm of human action in any situation.

The author's argument is divided into three stages. In the first place he examines how Aquinas' definition of sin works when it is applied to the case where sin is committed by negligence or through mere carelessness without having any intention to do something wrong. Secondly he introduces the concept of human act as a clue to understand the concept of sin, and suggests that the concept of human act should cover not only the physical but also the moral acts which are both intellectual and voluntary. Then the author examines the concept of perfect human act and concludes that the perfect exemplar of human act should, at every moment, be looked for and found out by the actor himself, and that the act of inquiring and finding it is based on the liberty of action which human beings are endowed with.